

## 堺市議会事務局条例の一部を改正する条例

堺市議会事務局条例（昭和36年条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市議会議会局設置条例

第1条の見出し中「事務局」を「議会局」に改め、同条中「事務局」の次に「として、議会局」を加える。

第2条及び第3条中「事務局職員」を「議会局の職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（堺市議会基本条例の一部改正）

2 堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条（見出しを含む。）中「議会事務局」を「議会局」に改める。

（堺市議会個人情報の保護に関する条例の一部改正）

3 堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項及び第13条第4項中「議会の事務局」を「議会局」に改める。